

2020年3月31日

報道関係各位

休眠預金活用推進議員連盟
会長 塩崎 恭久

休眠預金を活用した民間団体への助成の開始について

休眠預金活用推進議員連盟では、10年以上取引のない「休眠預金」を活用し、行政では対応が困難な、社会課題解決に取り組む民間の団体を支援する制度の創設に向け、2014年から取組を進めました。議連の2年以上の検討を経て、休眠預金等活用法が議員立法で制定され、2016年12月に公布されました。

休眠預金等活用制度は、国民の財産である休眠預金を活用し、①子ども・若者の支援、②日常生活に困難を有する者等の支援、③地域活性化等の支援を行う、民間の団体を支援するという、我が国で全く新しい制度です。

本制度は、2019年度から本格的に運用が始まっており、法に基づく指定活用団体の日本民間公益活動連携機構・JANPIAは、昨年11月末に、2019年度の資金分配団体(22団体・24事業)を選定しました。

各資金分配団体において、休眠預金等を活用した民間公益活動を担う団体(実行団体)の公募・選定を進めているところ、現時点で、5つの資金分配団体が実行団体を発表しました。

いよいよ、休眠預金等活用法に基づき、民間公益活動を行う団体に対して、休眠預金に基づく助成が始まりますので、お知らせします。

<p><本制度に関するお問い合わせ先> 内閣府 休眠預金等活用担当室 03-6257-1171</p>
